

令和5年福島県台風第13号災害義援金募集要綱（第3版）

社会福祉法人福島県共同募金会

1. 趣 旨

令和5年9月に発生した台風第13号により、福島県内では多数の住家被害が発生し、県内2市（いわき市及び南相馬市）に災害救助法が適用されました。

福島県共同募金会では、この災害により被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を行います。

2. 義援金の名称

「令和5年福島県台風第13号災害義援金」

3. 受付期間

令和5年9月15日（金）から令和5年12月31日（日）まで

4. 義援金の受入れについて

（1）銀行振込

<口座番号> 東邦銀行 渡利支店（普） 443516

<口座名義> 社会福祉法人福島県共同募金会 会長 只野裕一

- ・東邦銀行本支店窓口からの振込みは、期間中の手数料が無料となります。
- ・全国地方銀行協会加盟の各地方銀行本支店窓口からの振込みも、期間中の手数料が無料となります。

（2）ゆうちょ銀行（郵便局）

<口座番号> 00160-2-393280

<口座名義> 福島県共募令和5年台風第13号災害義援金

- ・全国のゆうちょ銀行本支店及び郵便局の「窓口」からの振込みは、期間中の振替手数料が無料となります。

（3）現金書留

- ・現金を内容とする郵便物に限り全国の郵便局からの郵便料金が免除されます。現金書留封筒の表面の見やすい所に「救助用郵便」と記載してください。

5. 義援金の配分

本会に寄託された義援金については、福島県、日本赤十字福島県支部、福島県共同募金会等で構成される義援金配分委員会において取りまとめを行い、義援金配分委員会で決定された配分基準に基づき、被災地の市町村を通じて対象者に配分されます。

6. 義援金の税制上の取扱い

この義援金は、税制優遇措置の対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に「令和5年福島県台風第13号災害義援金」募集要綱を添えてご提出ください。

【該当する税制優遇措置】

- ・所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第 37 条の 2 第 1 項及び同法第 314 号上の 7 第 1 項第 1 号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

7. その他

- (1) 義援金のみを取り扱うこととします。
- (2) この要綱は、令和 5 年 9 月 15 日（金）から施行します。
- (3) この要綱は、令和 5 年 9 月 27 日（水）から施行します。
- (4) この要綱は、令和 5 年 10 月 12 日（木）から施行します。

8. 問合せ先

社会福祉法人福島県共同募金会

〒960-8141 福島県福島市渡利字七社宮 1 1 1

TEL : 0 2 4 - 5 2 2 - 0 8 2 2 FAX : 0 2 4 - 5 2 8 - 1 2 3 4

E-MAIL : akaihane@axel.ocn.ne.jp